

第39回千葉県屋外広告物審議会議案案件

令和元年12月26日

第1号議案 千葉県屋外広告物条例第6条第1項の規定による許可基準  
について（諮問）

第2号議案 千葉県屋外広告物条例第8条第2項の規定による許可基準  
について（諮問）



公 第 8 5 6 号

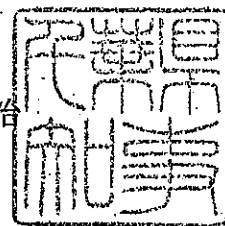
千葉県屋外広告物審議会 様

千葉県屋外広告物条例施行規則の改正について（諮問）

千葉県屋外広告物条例第6条第1項の規定による許可基準及び同条例第8条第2項の規定による許可基準を別添のとおり改正したいので、千葉県屋外広告物条例第18条第1項の規定により諮問します。

令和元年11月12日

千葉県知事 鈴木 栄 治



# 千葉県屋外広告物条例施行規則改正(案)について

## 目的

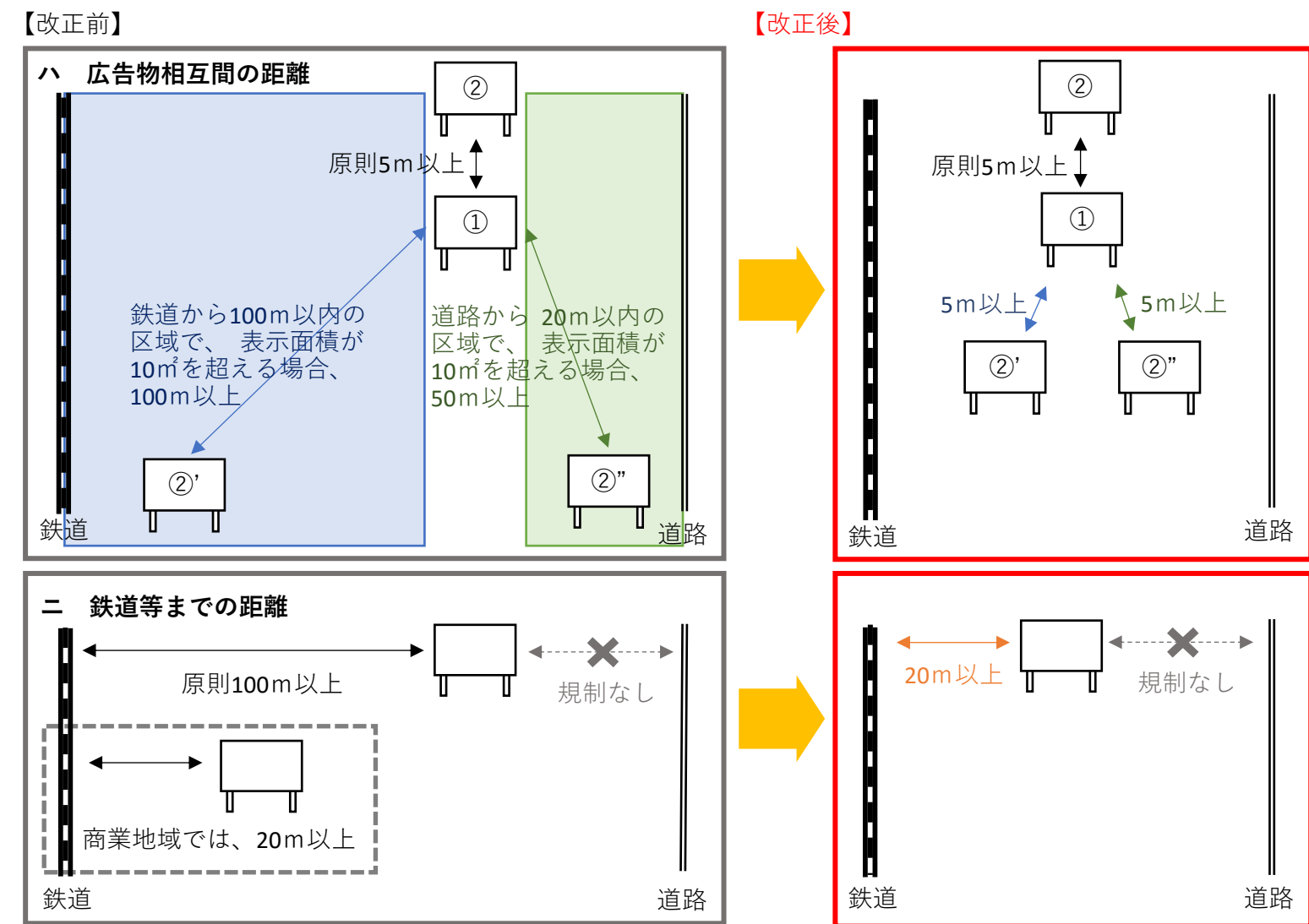
東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を始め、様々な世界大会の開催時に大会組織委員会や観光協会等の公共的団体が会場までの案内看板等の掲出を行うことになる。これらは営利を目的としたものではなく、大会参加者に対する機運醸成や利便の増進を目的としているため、市町村の相談事例等を踏まえ、前述のような広告物が掲出できるよう以下の2項目について改正する。

なお、本改正は、上記世界大会の開催時のみではなく、観光協会や地域に根付いた協同組合等の公共的団体が掲出する、観光事業や地域振興等に繋がるものについても認めていくものである。

## 改正内容

(1) 許可地域等(条例第6条)(※1)における許可基準(施行規則第10条)のうち、独立看板について公共的団体(※2)が設置する場合のみに適用される基準【施行規則別表第5第2号(ハ)広告物相互間の距離に関する基準及び(ニ)鉄道等までの距離に関する基準】を新たに設ける。

※詳細は別添のとおり



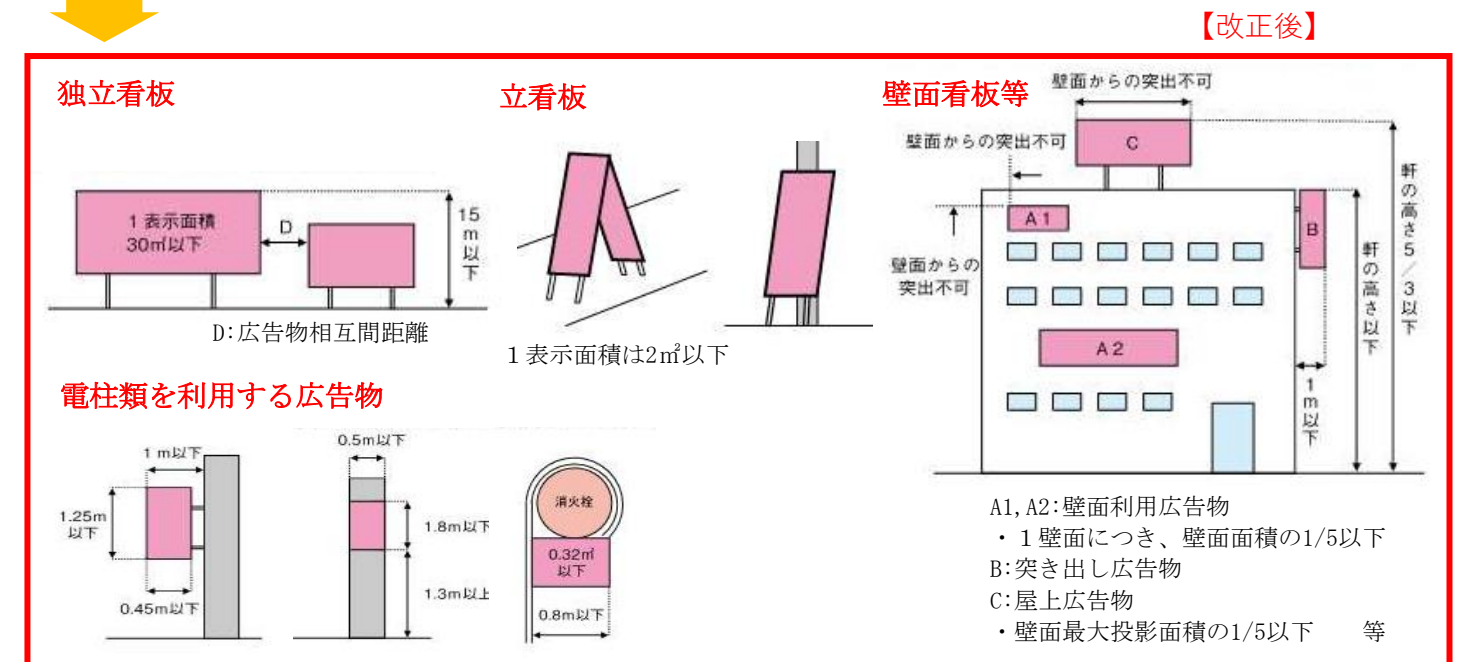
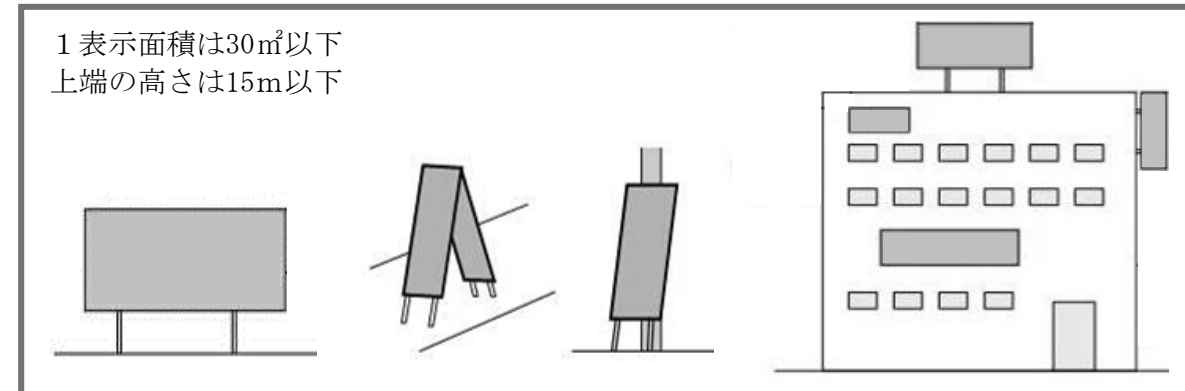
旧(施行規則別表第5第2号)

新(施行規則別表第5第2号)

<p>ハ 広告物相互間の距離は、5m(条例第8条第1項第8号ハに掲げる広告物等以外の広告物等で、道路の路肩から側方へ20m以内の区域において一表示面積が10㎡を超えるものにあつては50m、鉄道等から側方へ100m以内の区域において一表示面積が10㎡を超えるものにあつては100m)以上であること。</p> <p>ニ 条例第8条第1項第8号ハに掲げる広告物等以外の広告物等について、鉄道等までの距離は、100m(商業地域にあつては、20m)以上であること。</p>	<p>ハ 広告物相互間の距離は、5m(条例第8条第1項第8号ハ又は第2項第3号に掲げる広告物等以外の広告物等で、道路の路肩から側方へ20m以内の区域において一表示面積が10㎡を超えるものにあつては50m、鉄道等から側方へ100m以内の区域において一表示面積が10㎡を超えるものにあつては100m)以上であること。</p> <p>ニ 条例第8条第1項第8号ハに掲げる広告物等以外の広告物等について、鉄道等までの距離は、100m(条例第8条第2項第3号に掲げる広告物等又は商業地域に表示し、若しくは設置する広告物等)にあつては、20m)以上であること。</p>
---	--

(2) 禁止地域等(条例第4条)(※3)において、適用除外(条例8条)となる場合の許可基準(施行規則第10条)のうち、公共的団体が設置する場合の基準【施行規則別表第6第3号】について、壁面看板や立看板等の広告物の種類がある中で、種類によらない規模による規制のみであったため、種類別の適正な基準を設ける。

## 【改正前】



旧(条例施行規則第6第3号)

新(条例施行規則第6第3号)

イ 1 表示面積は、30㎡以下であること。	別表第5に定める基準に適合するものであること。
ロ 上端の高さは、15m以下であること。	

※1 許可地域とは、屋外広告物を設置するにあたり許可を受けることを要する地域や場所等をいう。

※2 公共的団体については、地方自治法第157条に規定される「公共的団体等」(農業協同組合、商工会議所等の産業経済団体など)及び非営利法人(一般社団法人、一般財団法人)等と示すこととする。

なお、オリンピック組織委員会は、公益財団法人であるが、これは一般財団法人のうち、公益法人認定法に基づいて公益性を認定されたものであるため、公共的団体として扱う。

※3 禁止地域とは、屋外広告物を設置することが、原則としてできない地域や場所等をいう。なお、社会生活を営むうえで最小限必要な広告物については、規制が適用されない場合がある。

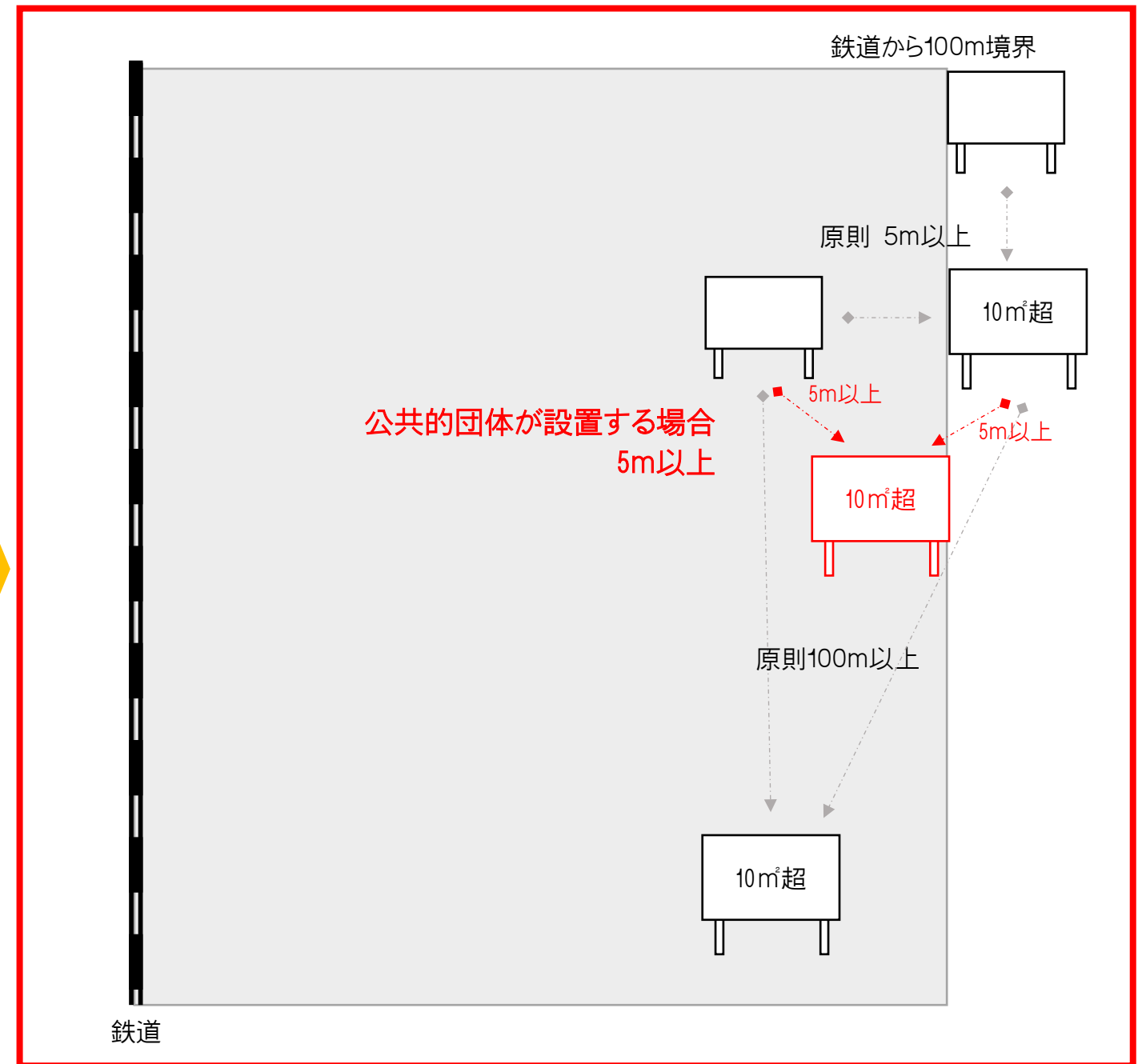
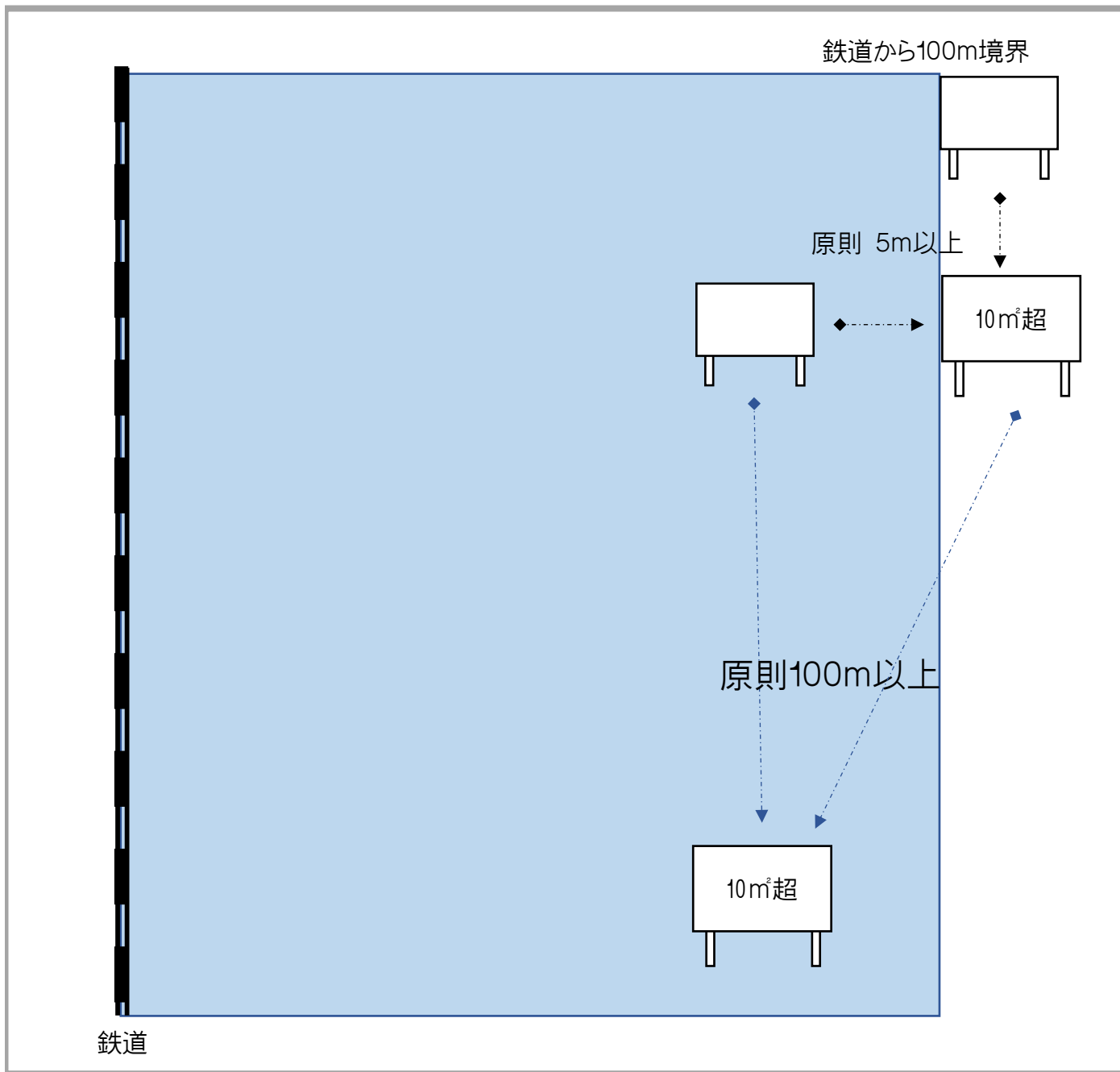
〈ハ 広告物相互間の距離(鉄道)〉について

既存の広告物に対し新規の広告物を設置する場合、広告物相互間の距離は原則5m以上とらなければならない。例外として、以下のとおり規制が強化されており、これについて「公共的団体が公共的目的をもって設置する場合」に限り、規制を緩和する。（※原則5mを参照）

① 鉄道から100m以内の区域において、1表示面積が10㎡を超えるものを設置する場合

(改正前) 100m以上とする

(改正後) 5m以上とする



旧 (施行規則別表第5第2号)

新 (施行規則別表第5第2号)

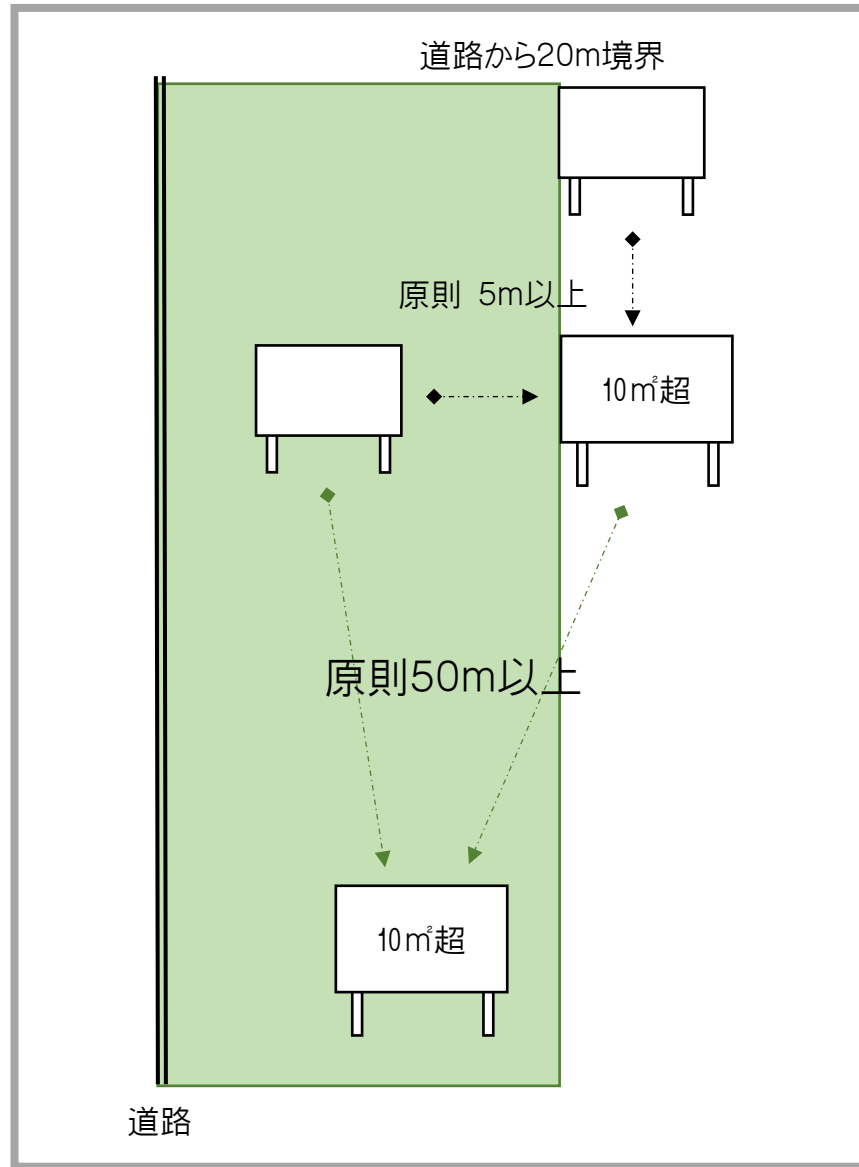
<p>ハ 広告物相互間の距離は、5m（条例第8条第1項第8号ハに掲げる広告物等以外の広告物等で、道路の路肩から側方へ20m以内の区域において一表示面積が10㎡を超えるものにあつては50m、鉄道等から側方へ100m以内の区域において一表示面積が10㎡を超えるものにあつては100m）以上であること。</p>	<p>ハ 広告物相互間の距離は、5m（条例第8条第1項第8号ハ <u>又は第2項第3号</u>に掲げる広告物等以外の広告物等で、道路の路肩から側方へ20m以内の区域において一表示面積が10㎡を超えるものにあつては50m、鉄道等から側方へ100m以内の区域において一表示面積が10㎡を超えるものにあつては100m）以上であること。</p>
--	--

〈ハ 広告物相互間の距離(道路)〉について

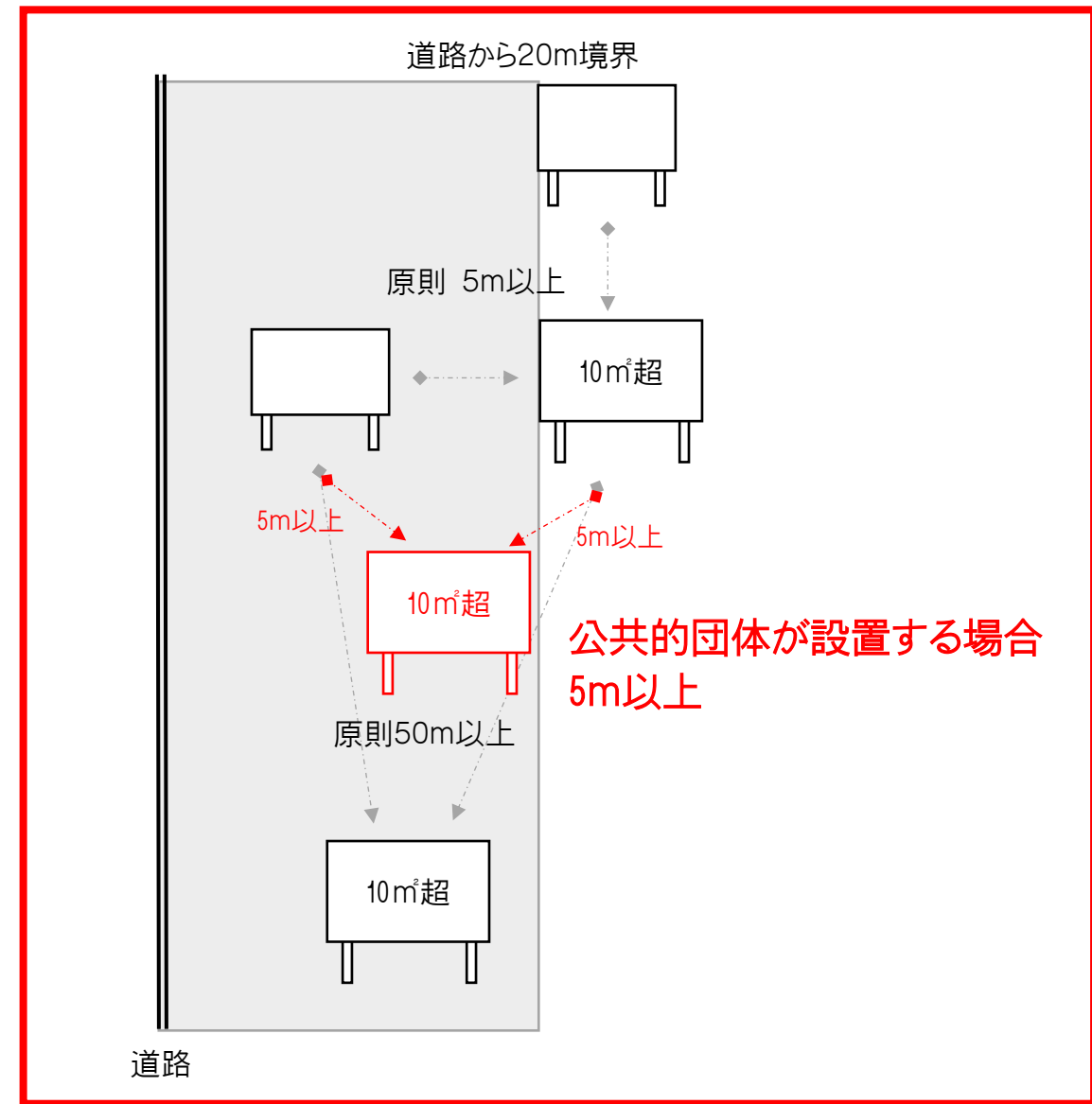
既存の広告物に対し新規の広告物を設置する場合、広告物相互間の距離は原則5m以上とらなければならない。例外として、以下のとおり規制が強化されており、これについて「公共的団体が公共的目的をもって設置する場合」に限り、規制を緩和する。（※原則5mを参照）

② 道路から20m以内の区域において、1表示面積が10㎡を超えるものを設置する場合

(改正前)50m以上とする



(改正後) 5m以上とする



旧（施行規則別表第5第2号）

ハ 広告物相互間の距離は、5m（条例第8条第1項第8号ハに掲げる広告物等以外の広告物等で、道路の路肩から側方へ20m以内の区域において一表示面積が10㎡を超えるものにあつては50m、鉄道等から側方へ100m以内の区域において一表示面積が10㎡を超えるものにあつては100m）以上であること。

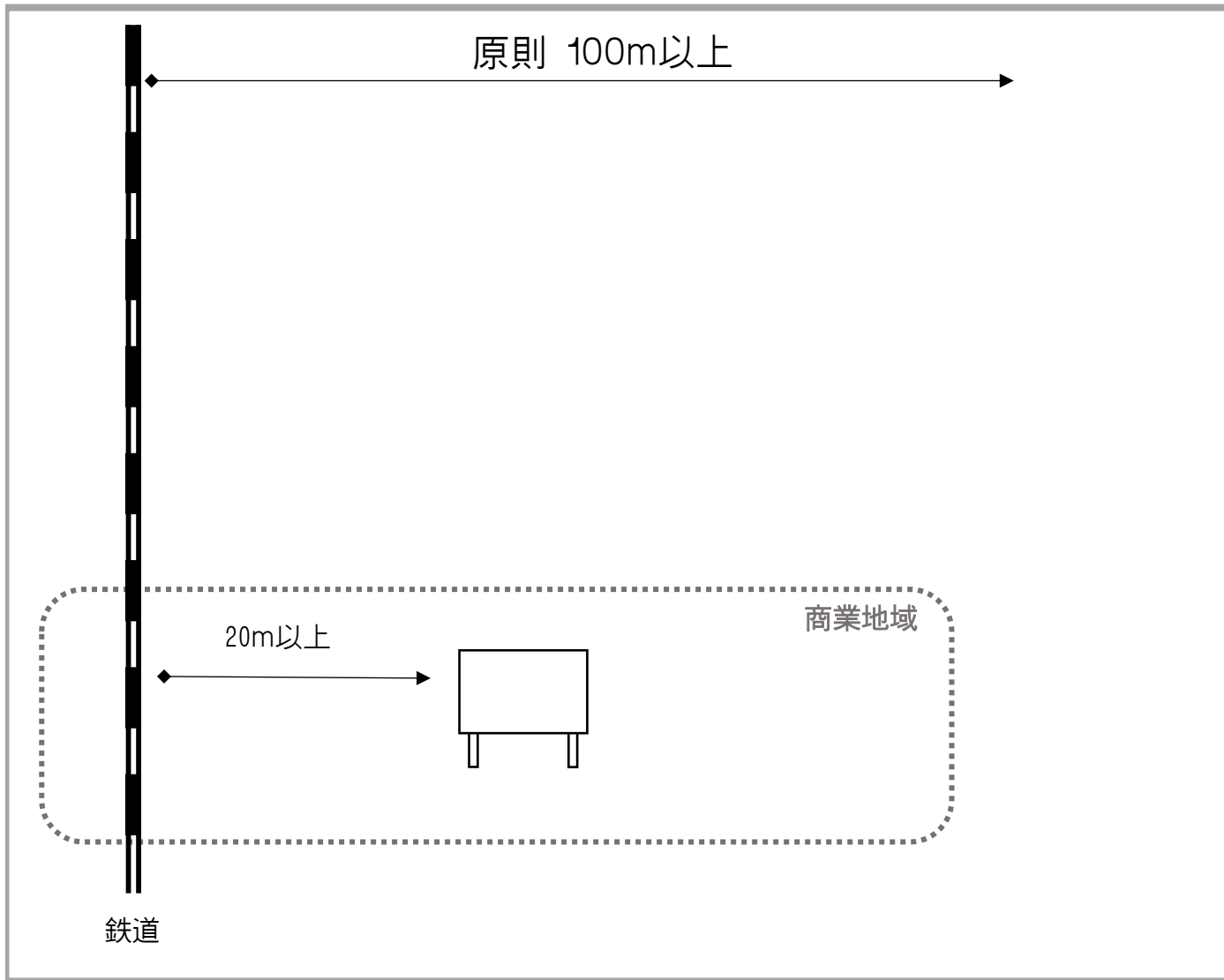
新（施行規則別表第5第2号）

ハ 広告物相互間の距離は、5m（条例第8条第1項第8号ハ 又は第2項第3号に掲げる広告物等以外の広告物等で、道路の路肩から側方へ20m以内の区域において一表示面積が10㎡を超えるものにあつては50m、鉄道等から側方へ100m以内の区域において一表示面積が10㎡を超えるものにあつては100m）以上であること。

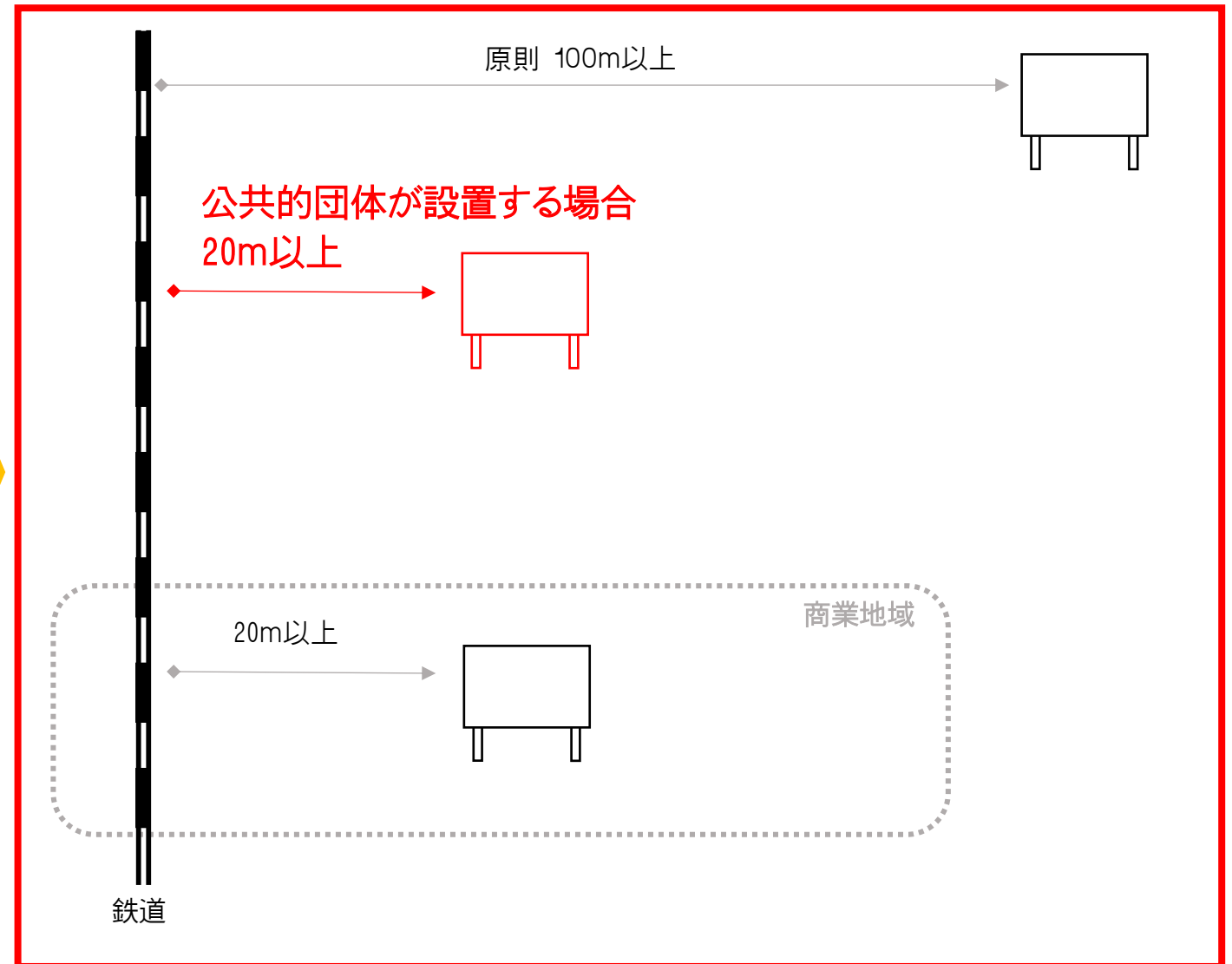
〈二 鉄道等までの距離〉について

広告物を設置する場合、鉄道までの距離を原則100m以上とらなければならない。これについて、「公共的団体が公共的目的をもって設置する場合」に限り、規制を緩和する。（※商業地域20mを参照）

(改正前) 100m以上とする



(改正後) 20m以上とする



旧（施行規則別表第5第2号）

二 条例第8条第1項第8号ハに掲げる広告物等以外の広告物等について、鉄道等までの距離は、100m（商業地域にあっては、20m）以上であること。

新（施行規則別表第5第2号）

二 条例第8条第1項第8号ハに掲げる広告物等以外の広告物等について、鉄道等までの距離は、100m（条例第8条第2項第3号に掲げる広告物等又は商業地域に表示し、若しくは設置する広告物等にあっては、20m）以上であること。